

上田市日本遺産「ノベライズ化を中核とした情報発信マーケティング事業」 仕様書

1. 事業名

上田市日本遺産「ノベライズ化を中核とした情報発信マーケティング事業」

2. 事業の目的及び背景

上田市は、日本遺産に認定されたストーリーを地域住民が誇りに思うとともに、このストーリーが持つ魅力を最大限に生かして食事や体験、土産やサービスなどの商業活動が民間事業者の自発的活動として活発に展開され、それが自走継続していく状態を目指している。

これまで、シンポジウムやセミナーの開催、絵本やかかるたなどの教材の活用により、地域内に日本遺産に認定されたストーリーがあることやその魅力の周知を図るとともに、日本遺産の魅力語ることでできるガイド人材の育成に取り組んできた。また、各構成文化財にはそれぞれ解説看板を設置して旅行者が現地ですべての魅力に触れることができるようハード面の整備を進めたほか、旅前の潜在的な観光客層に対して動画配信や観光PR、広告展開などを行い観光目的地として選ばれるよう取り組むとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を行い、旅前、旅中にある情報のアクセシビリティの向上を図ってきたところである。

しかしながら、地域内でもストーリーの認知や理解が十分に広まっておらず、特に、営利活動を営む事業者への理解が進んでいないために、商業活動のためのコンテンツとして積極的に活用しようという意識が低いのが現状である。

この背景には、学術的根拠があることに重きを置いた文化財解説を中心としてストーリーを語っていたため、分かりにくく、感動や共感を呼びにくかったのではないかと反省しているところである。

そのため、営利事業者が活用しようと思えるような魅力的な素材へと磨き上げ、今まで以上に観光客目線で楽しめるストーリーへと昇華させるとともに、旅行中の満足度を高めるコンテンツを開発、整備していくことが求められている。すなわち、日本遺産という価値・コンテンツの活用推進のためには、個々の文化財が持つ価値の伝承だけでなく、ストーリーの理解者や共感者（ファン）を拡大する必要があると考えられる。

このことにより、本事業は日本遺産の真髄である"認定ストーリー"に焦点を当て、その磨き上げおよび浸透と定着を目指した取組を中核として設定する。事業骨子となる「認定ストーリーのノベライズ化」により、"短編小説"という中心的コンテンツの構築を進めるとともに、そのコンテンツの放出方法・投下先の検討と、コンテンツを活用した商業活動の推進を図る。

3. 業務内容

(1) 日本遺産ストーリーのノベライズ化

既存日本遺産ストーリーの概念や学術的根拠・歴史的事実を基軸とすることを前提に、読者が等しく共感と感動を抱くことのできる短編小説を10作品以上制作する。

ただし、学術的根拠・歴史的事実について諸説あるものについては、作品の脚本上、フィクションを加えてもよいこととする。

(2) 当地域来訪者の嗜好・消費行動等の調査

実際に地域を訪問している方に対してアンケート調査を行うことで、実際の行動を所感・感想とともに把握をすることで、アフターコロナ期の今後のPRや情報伝達経路、受け皿整備、周遊ルートの作成等に向けて、実効性の高い示唆を得ることを目的に実施する。現地（上田市）での対面式アンケート調査により、200名以上の来訪者からサンプルを収集し、来訪者の行動様式や受け入れ環境の課題把握を行う。

合わせて、得られたデータを分析しての課題把握にとどまらず、調査結果をエビデンスとして今後の市の観光プロモーション（特に日本遺産を活用した観光プロモーション）に係る戦略・方針に対する提案を行うこと。

(3) 市内関係事業者向けセミナーおよびワークショップの開催

日本遺産が商業コンテンツとして活用されるには、地域全体のあらゆる関係者の理解と納得が不可欠である。関係事業者が、傍観者→応援・協力者→取組事業者→旗振り役・推進者へと転身し、さらに業種を超えた”ヨコ連携”の促進に繋がるよう、その動機付けとしてセミナー・ワークショップを全3回実施する。

さらに、来年度以降は、本ワークショップを通じて生まれた地域プレイヤー等による事業展開ないしは地域プレイヤー等の活躍の場の創出につなげる狙いがある。そのため、ワークショップ終了後の展開を見据え、ワークショップを通じて来年度の事業展開を参加者主体で企画立案するとともに、企画立案した事業展開を進めやすくするために必要となる地域プレイヤーや推進者の発掘・育成に資するようなワークショップ参加者の募集方法、選定方法及び参加への動機づけ等、的確なワークショップの開催方法を企画立案すること。

(4) 情報発信に関する現状の取組状況診断 および情報発信サイトへの効果的な誘導経路の模索

日本遺産の魅力を認知してもらい、訪問に繋げるための効率的な情報発信等を行うため、ターゲットを設定し、ターゲットごとにカスタマージャーニーを設計する。

設計したカスタマージャーニーに適合するように、(2)の調査事業の分析結果を踏まえつつ、当市の日本遺産及び観光プロモーションに関する情報発信に関する取組状況を診断し、乱立する関連WEBサイトの統廃合やハブになるWEBサイトの導線設計、広報戦略の策定などをコンサルティングし、必要な企画立案を行うこと。

4. 委託期間

契約締結日（令和5年9月1日予定）から令和6年2月9日まで
ただし、3-(1)~(4)の業務は令和6年1月31日までに完了させること。
本件委託業務に係る成果報告書の納品、請求書の発行を令和6年2月9日まで

5. 委託料の上限

委託料は、14,477,254円（税込）を上限とする。

6. 業務執行体制図

当協議会と請負事業者等との連絡・実施体制の構築、緊急時の体制など効果的かつ確実に業務が遂行できる管理体制を主担当者、副担当者、責任者等を明確にしたうえで実施すること。

7. 再委託に係る留意事項

「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）について再委託をする場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲等を明記した再委託承認申請書を作成すること。

本件事業は国（文化庁）から当協議会が受託した事業であり、請負事業者からの再委託は文化庁にとっての再々委託に当たるため、文化省の承認が必要となる点に留意すること。請負事業者が再委託を行う際には、この文化庁の承認を得て初めて契約及び業務着手ができるようになる点に留意すること。

なお、「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、当協議会及び文化庁の承諾を要しない。

8. 成果品の提出について

次の事項を記載した事業実施報告書を履行期限までに提出すること。なお、事業実施報告書は、発注者である当協議会の校正を受けて完成させること。

(1) 事業実施報告書への記載内容

- ・事業の概要
- ・事業の実施内容及び実施結果

(2) 提出先 上田市日本遺産推進協議会

(3) 提出部数 事業実施報告書 1部
事業実施報告書電子データ 一式 ※

※電子データについては、編集可能なデータ形式とすること。

なお、納品方法は電子メールへ添付して送信、記録媒体での提出、もしくはファイル転送サービスによる送信のいずれでもよいこととする。

(4) 履行期限 令和6年2月9日

9. 経理について

(1) 事業費の支払について

本事業は、文化庁からの委託事業のため、事業費の支払については、事業終了後の令和6年3月頃の見込である。

(2) 経理処理について

本事業は、文化庁からの委託事業であることから、「契約・精算マニュアル」に沿った取り扱いが求められている。再委託先である請負事業者についても、同マニュアルに準じた取り扱いとなるようにすること。

10. 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、当本部の担当者と綿密な連携を図りつつ進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合はその都度、当協議会と協議のうえ対処すること。

11. その他

- (1) 企画提案書は、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。
- (2) 本件事業は文化庁からの委託事業であるため、文化庁から派遣されるコーチ（有識者・アドバイザー）との協議により仕様を変更する場合がある。また、その場合においては、委託料を再計算（減額）するとともに、変更契約を締結することになる場合があることに留意すること。
- (3) 本契約により製作された提案に係る企画内容は、当協議会に帰属することとする。また、特定された提案に係る企画内容については、当協議会以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続して利用する、又は今後実施する他事業において使用する場合があることに留意すること。
- (4) 請負事業者としての本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。

以上